

「鹿児島県人権条例(仮称)」の素案に対する意見募集の結果

1 意見募集期間

令和3年11月25日～12月24日

2 提出意見

44件（意見提出者数：27の個人及び団体）

(1) 条例の内容(条項)に関する意見等

番	関係条文	意見の概要	県の考え方等
1	前文	<ul style="list-style-type: none">11行目の「…あらゆる差別を生み出さない社会の実現は、私たちの願いです。」を、「…あらゆる差別を生み出さない社会の実現は、県行政の責務であり、私たち県民の願いです。」に修正して欲しい。	<p>（前文ではこの条例の制定の趣旨や理念を記載しています。） 前文で示した「あらゆる差別を生み出さない社会の実現」に向けて、県の責務については、第2条で規定しているところです。</p>
2	前文	<ul style="list-style-type: none">13行目の「…不断の努力を続けることを決意し…」を、「差別を禁止する不断の努力を続けることを決意し、…」に修正して欲しい。「差別を禁止する」を入れることで、意図がはっきりし、第1条の目的がより明確になると思う。	<p>（前文ではこの条例の制定の趣旨や理念を記載しています。） 前文で述べる「全ての人の人権が尊重される社会」を実現するために、第5条において「あらゆる差別の解消に向けて取り組み、差別のない社会づくりを推進する」ことを規定したところです。</p>
3	前文	<ul style="list-style-type: none">前文なので、人権三法の名称をどこかに入れると、制定の意図がもっと明確になるのではないかと思う。	<p>この条例は、様々な人権問題を対象に包括的に規定しており、前文には、現在生じている様々な人権問題を挙げているところです。</p>
4	前文	<ul style="list-style-type: none">理由及び理念として次のとおり追記して欲しい。 世界に遅ればせながら日本も、県も人権の重要性を政府・県・市町村が訴える時代が来ました。差別の現実を自分のこととして把えること、加えて差別する側にいることの覚醒が行政も国民も求められる、と認識します。	<p>（前文では県が定める条例の趣旨や理念を記載しています。） いただきました御意見を参考に、全ての人の人権が尊重される社会づくりの推進が図られるよう努めてまいります。</p>
5	前文及び第2条	<ul style="list-style-type: none">学校現場では、性的自認に困り感を訴える児童・生徒がおり、健康観察の呼名順、カバン棚などで性別を分けない名簿を導入するなど、全ての子供が学びやすい学校づくりを進めています。しかしながら、人権施策に前向きではない市町村教育委員会もあるため、県がリードすることにより県と市町村が一体となって全ての人が住みやすい街づくりを進めていって欲しいと思います。	<p>いただきました御意見を参考に、国、市町村、関係団体と連携・協力しながら、全ての人の人権が尊重される社会づくりの推進が図られるよう努めてまいります。</p>

番	関係条文	意見の概要	県の考え方等
6	前文	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前文4行目に「…部落差別をはじめとして…」が入っていることは高く評価します。 ・ 前文に必ず「…部落差別をはじめとして…」という言葉を入れて欲しい。 	<p>御意見等も踏まえ、前文において様々な人権課題として、「部落差別をはじめとして…」と記載したところです。</p>
7	前文	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前文の「障がい者」という表記は不適切であり、「障害者」と表記すべきと考えます。 ・ 「障害者」に関する法律（障害者基本法等）において、表記は「障害」となっており、「障害」及び「障害者」の定義が規定されている。「障がい」という語句は使用されていない。 ・ 本県の条例では「障害」及び「障がい」が併用されているが、「障がい」の語句に意味が与えられていない以上不適切である。 ・ 本県の条例、施策において、「障害」の語句は法律に準拠して使用されるべきである。 	<p>条例制定に当たり、障害（がい）者の表記については、検討委員会、パブリック・コメントにおいて、様々な御意見をいただきました。</p> <p>「障害」の表記については、国において、「様々な主体がそれぞれの考えに基づき、様々な表記を用いており、法令等における『障害』の表記について、見解の一致をみなかった現時点において新たに特定の表記に決定することは困難であると判断せざるを得ない」ことや「今後、国民世論の動向等を踏まえて検討したい」との見解が示されていることを踏まえ、表記したところです。</p>
8	前文	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「障がい者」の「がい」は、「碍」の字にして欲しい。 ・ 碍の字の持つ（大きな岩壁を前にして、どうしてよいか戸惑い悩む状態）という意味を共有することによって当事者は勿論、関わる者も苦しみを共有できると思うからである。国の国語審議会でも、一般に使用されていないという理由で採用が見送られているので、使用しない限り日の目を見ないと思料する。 	
9	前文	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6行目の「…感染症等に関する差別や偏見など様々な人権問題が生じています」に「感染症対策の強要」も入れて欲しい。 	<p>御意見等も踏まえ、前文において様々な人権問題として「感染症等に関する差別や偏見など」と記載するとともに、第5条において「あらゆる差別の解消に向けて取り組み、差別のない社会づくりを推進する」ことを規定したところです。</p> <p>今後とも、全ての人の人権が尊重される社会づくりの推進を図られるよう努めてまいります。</p>
10	前文	<ul style="list-style-type: none"> ・ マスク、ワクチン接種に関する差別をしないという文言を明確に盛り込んで欲しい。 ・ 人権問題の列挙に「マスクの有無、コロナワクチン接種」についても加えていただきたい。 ・ コロナに罹患した方や、ワクチン未接種者への差別禁止も取り入れていただきたい。 	

番	関係条文	意見の概要	県の考え方等
11	前文	<ul style="list-style-type: none"> 4行目の「…部落差別をはじめとして、…感染症等に関する差別や偏見など様々な人権問題が生じています。」に、ハンセン病問題も併記してください。 	<p>御意見等も踏まえ、前文において様々な人権問題として「感染症等に関する差別や偏見など」と記載するとともに、第5条において「あらゆる差別の解消に向けて取り組み、差別のない社会づくりを推進する」ことを規定したところです。</p> <p>今後とも、全ての人の人権が尊重される社会づくりの推進が図られるよう努めてまいります。</p>
12	前文	<ul style="list-style-type: none"> 6行目の「…感染症等に関する差別や偏見など様々な人権問題が生じています。」と記述されているが、敬愛園を擁する自治体としては、はっきり「ハンセン病」を謳うべきだと思います。 	
13	第1条（目的）	<ul style="list-style-type: none"> 「…事業者等」の「等」は何を指すかを明記すべき。 	<p>「…事業者等」の「等」は誤記のため、修正しました。</p>
14	第1条（目的）	<ul style="list-style-type: none"> 4行目の「…もってすべての人の人権が尊重される社会の実現に寄与…」を「…もってすべての人の人権が尊重される社会と差別のない明るい地域社会の実現に寄与…」に修正して欲しい。 	<p>御意見等も踏まえ、第5条で、「あらゆる差別の解消に向けて取り組み、差別のない社会づくりを推進する」と規定したところです。</p> <p>今後とも、全ての人の人権が尊重される社会づくりの推進が図られるよう努めてまいります。</p>
15	第1条（目的）	<ul style="list-style-type: none"> 「…、県、県民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、…」の「県」のあとに「市町村」を追加。 	<p>市町村が実施する人権施策については、その取組の促進が図られるよう、第4条において、県が市町村に対して行う要請及び支援について規定したところです。</p> <p>また、第2条において、県が人権施策を推進するにあたり、国、市町村及び関係団体と連携することを規定したところです。</p>
16	第1条（目的）	<ul style="list-style-type: none"> 目的の中に、マスク着用やワクチン接種に関する人権侵害を入れるべきである。 	<p>御意見等も踏まえ、前文において様々な人権問題として「感染症等に関する差別や偏見など」と記載するとともに、第5条において「あらゆる差別の解消に向けて取り組み、差別のない社会づくりを推進する」ことを規定したところです。</p> <p>今後とも、全ての人の人権が尊重される社会づくりの推進が図られるよう努めてまいります。</p>
17	第2条（県の責務）	<ul style="list-style-type: none"> 第2項を「県及び市町村及び関係団体との連携を図りつつその地域の実情に応じた施策を講ずる。」に修正。 	<p>御意見等も踏まえ、第4条で「その地域の実情を踏まえた人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施すること」を規定したところです。</p> <p>今後とも、全ての人の人権が尊重される社会づくりの推進が図られるよう努めてまいります。</p>

番	関係条文	意見の概要	県の考え方等
18	第3条 (県民及び事業者の責務)	<ul style="list-style-type: none"> 3行目の「…県が実施する人権施策に協力するよう努めるものとします。」を「…人権施策の推進に努めるものとします。」に修正。 	<p>第3条の趣旨は、家庭、地域、学校、職域その他の様々な場において、県民及び事業者の方々が、全ての人の人権が尊重される社会づくりに向けて取り組むことを規定したものです。</p> <p>今後とも、全ての人の人権が尊重される社会づくりの推進が図られるよう努めてまいります。</p>
19	第4条 (市町村との協力)	<ul style="list-style-type: none"> 第4条は市町村との協力ではなく、市町村が人権施策を推進するためにも、市町村の責務を規定して欲しい。 	<p>御意見等も踏まえ、市町村が実施する人権施策については、その取組の促進が図られるよう、第4条を、県が市町村に対して行う要請及び支援について規定する内容に修正しました。</p>
20	第4条 (市町村との協力)	<ul style="list-style-type: none"> 市町村と連携しながら県と一緒に取り組むということでは、相互に協力するよりは「協働」がよいと思う。 協力では何か薄く感じる。 	
21	第4条 (市町村との協力)	<ul style="list-style-type: none"> 第4条の条文見出しを「市町村の責務」とし、条文の内容を「市町村が策定・実施する人権施策の基本計画に関して、県が相互に連携協力するものとします。」にしたらどうかと思う。 	
22	第4条 (市町村との協力)	<ul style="list-style-type: none"> 市町村に対し、自らの人権施策に主体性を持ってもらうため、第4条の条文見出しを「市町村の責務」とし、条文の内容に「市町村の努力(責務)」に相当する内容を追加していただきたい。 地方分権一括法施行以後、地方自治の主体性と責任が今まで以上に求められているため、この条例を真に実効あるものにするためには、住民に一番近い自治体である市町村が、どれだけ本気で主体的かつ効果的な施策を講じるかどうにかかっていると考える。 第2条第2項で「市町村との連携」について規定しており、第4条「市町村との協力」は重複している。 第4条を「市町村の責務」に絞った記述が明確明瞭。 	

番	関係条文	意見の概要	県の考え方等
23	第5条 (差別のない社会づくりに向けた取組)	<ul style="list-style-type: none"> 第5条第1項の「…あらゆる差別の解消」の前に、前文にもある「部落差別等」を入れて欲しい。 	<p>御意見等も踏まえ、前文において様々な人権問題として「部落差別」と記載するとともに、第5条において「あらゆる差別の解消に向けて取り組み、差別のない社会づくりを推進する」ことを規定したところです。</p> <p>今後とも、全ての人の人権が尊重される社会づくりの推進が図られるよう努めてまいります。</p>
24	第5条 (差別のない社会づくりに向けた取組)	<ul style="list-style-type: none"> 第5条第2項に実態調査を追加して欲しい。 「必要に応じ部落差別の実態調査を行うものとする。」を追加してほしい。 	<p>県では、平成30年度に県民意識調査を実施するなど、これまでも現状の把握等を踏まえて、人権施策の総合的な推進に取り組んできたところです。</p> <p>今回、新たに審議会を設置することとしたところであり、実態調査(意識調査)等の在り方については、今後、審議会の御意見も踏まえながら、検討してまいります。</p>
25	(規定ぶりの追加) 第5条と第6条の間	<ul style="list-style-type: none"> 県民意識調査の実施の条項を追加して、第6条(調査の実施)と明記して欲しい。(素案の第6条以下は繰り下げ) 第6条の基本計画の中ではなく、「調査の実施」は、しっかりと条項を設けて明記して下さい。 	
26	第5条 (差別のない社会づくりに向けた取組)	<ul style="list-style-type: none"> 第2項2行目の「…連携協力しながら、…」の後に、「…連携協力しながら、実態調査の実施による『差別の現実に学ぶ』ことを施策の基本にして…」を入れて欲しい。 	
27	第5条 (差別のない社会づくりに向けた取組)	<ul style="list-style-type: none"> 第5条第1項は第3条と、同第2項と第4条は似たような記載が多いため、県民から見て重複感が否めない。第1項の「県民及び事業者は家庭、地域、学校、職域その他の様々な場において、連携協力しながら、あらゆる差別の解消に向けて取り組み…」と第2項の「国及び市町村と連携協力しながら」を削除し、県が取り組む施策として、①、②、③を明記していただきたい。 第5条を全面的に改め、県が取り組む施策だけに絞っていただきたい。 <p>【案】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第5条第1項の削除(第3条との重複) 第5条第2項の「国及び市町村と連携協力しながら」を削除(第2条第2項との重複) 第5条で県が取り組む施策は、 <ul style="list-style-type: none"> ①実態調査の実施 ②人権教育及び人権啓発の推進 ③相談体制の充実を記載する。 	<p>御意見等も踏まえ、第5条において差別のない社会づくりに向けた取組を規定したところです。</p> <p>また、今回、新たに審議会を設置することとしたところであり、実態調査(意識調査)等の在り方については、今後、審議会の御意見も踏まえながら、検討してまいります。</p>

番	関係条文	意見の概要	県の考え方等
28	(条項の追加) 第3条若しくは第5条	<ul style="list-style-type: none"> 「差別の禁止」に相当する規定, 「人権を侵害しないように努める」を挿入していただきたい。 規定の中に, 「(インターネットを含む)」という文言を明記していただきたい。 県民及び事業者に「差別は許されないこと」, 「差別は犯罪」という認識を強力にもってもらうため。 近年ネット上での差別的書き込み, 誹謗中傷が激増し大きな社会問題となっており, 県民等にその重大さ, 深刻さに注目して欲しいから。 	<p>御意見等も踏まえ, 前文において様々な人権問題として「インターネット上の誹謗中傷」と記載するとともに, 第5条において「あらゆる差別の解消に向けて取り組み, 差別のない社会づくりを推進する」ことを規定したところです。</p> <p>今後とも, 全ての人の人権が尊重される社会づくりの推進が図られるよう努めてまいります。</p>
29	第5条 (差別のない社会づくりに向けた取組)	<ul style="list-style-type: none"> 第5条第1項の「県, 県民及び事業者は, …」は, 「県, 市町村, 県民及び事業者…」とすべきではないのか。 第5条第2項は「実態調査」が抜け落ちている。 第5条第2項の「…, 国及び市町村と連携協力…」の部分は, 「県民及び事業者」が抜けている。行政だけがいくら連携協力しても差別のない社会づくりにはならないと思料するからである。 	<p>御意見等も踏まえ, 第5条において県民, 事業者, 国及び市町村と連携協力しながら差別のない社会づくりに向け取り組むことを規定したところです。</p> <p>また, 今回, 新たに審議会を設置することとしたところであり, 実態調査(意識調査)等の在り方については, 今後, 審議会の御意見も踏まえながら, 検討してまいります。</p> <p>今後とも, 全ての人の人権が尊重される社会づくりの推進が図られるよう努めてまいります。</p>
30	第5条 (差別のない社会づくりに向けた取組)	<ul style="list-style-type: none"> 第2項2行目の「…連携協力しながら, 人権教育及び人権啓発の実施並びに相談体制の充実に努める…」とあるが, 教育・啓発と相談体制の充実は切り離れた方がよい。 	<p>御意見の趣旨を踏まえ, 差別のない社会づくりを推進するため, 人権教育及び人権啓発の実施と相談体制の充実に努め, 全ての人の人権が尊重される社会づくりの推進が図られるよう努めてまいります。</p>
31	第5条 (差別のない社会づくりに向けた取組)	<ul style="list-style-type: none"> 「第5条に差別のない社会づくりに向けた取組」とあるが, ワクチンパスポートに関する差別への取組やマスク着用できない方への取組が見られていないように感じます。 県民が「取り組んでくれている!」と実感する行動をお願いします。 	<p>御意見等も踏まえ, 前文において様々な人権問題として「感染症等に関する差別や偏見など」と記載するとともに, 第5条において「あらゆる差別の解消に向けて取り組み, 差別のない社会づくりを推進する」ことを規定したところです。</p> <p>今後とも, 全ての人の人権が尊重される社会づくりの推進が図られるよう努めてまいります。</p>
32	第5条 (差別のない社会づくりに向けた取組)	<ul style="list-style-type: none"> 第5条(差別のない社会づくりに向けた取組)の第2項に, 「マスクやワクチン接種の有り無しで差別を行わないこととします。」を追加して欲しい。 	
33	第5条 (差別のない社会づくりに向けた取組)	<ul style="list-style-type: none"> 第5条第1項に, マスク着用やワクチン接種選択の自由を認める文言を入れていただきたい。 	

番	関係条文	意見の概要	県の考え方等
34	第5条 (差別のない社会づくりに向けた取組)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ハンセン病元患者の家族に対する偏見差別は、依然として厳しい実態があります。 ・ 知らないことは、差別につながり、正しく知ることが差別解消の一步だと思えます。 ・ 第5条はその意味で大切なことを述べています。 	<p>御意見等も踏まえ、前文において様々な人権問題として「感染症等に関する差別や偏見など」と記載するとともに、第5条において「あらゆる差別の解消に向けて取り組み、差別のない社会づくりを推進する」ことを規定したところです。</p> <p>今後とも、全ての人の人権が尊重される社会づくりの推進が図られるよう努めてまいります。</p>
35	第6条 (基本計画の策定)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第6条第2項の「…あらかじめ〇〇(条例名)審議会の意見を聴く…」を、「…あらかじめ、差別の実態を踏まえて〇〇(条例名)審議会の意見を聴く…」として欲しい。 	<p>県では、平成30年度に県民意識調査を実施するなど、これまでも現状の把握等を踏まえて、人権施策の総合的な推進に取り組んできたところです。</p> <p>今回、新たに審議会を設置することとしたところであり、実態調査(意識調査)等の在り方については、今後、審議会の御意見も踏まえながら、検討してまいります。</p>
36	第6条 (基本計画の策定)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第6条(基本計画の策定)に、感染症等による差別禁止の具体的な項目を入れていただきたい。 ・ 新型コロナウイルス発生当初から、①感染者に対する差別、②マスクを着けることが困難な人に対する差別③ワクチンを打たない・打てない人に対する差別が発生しています。 ・ ワクチンに関しては、個人の判断で選ぶ権利は憲法において保証されていることを周知していただくと共に、条例にも加えていただきたいです。 	<p>御意見等も踏まえ、前文において様々な人権問題として「感染症等に関する差別や偏見など」と記載するとともに、第5条において「あらゆる差別の解消に向けて取り組み、差別のない社会づくりを推進する」ことを規定したところです。</p> <p>今後とも、全ての人の人権が尊重される社会づくりの推進が図られるよう努めてまいります。</p>
37	第6条 (基本計画の策定)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第6条(基本計画の策定)に、次の項目を入れていただきたい。 ①感染者への差別をしない ②他人へのマスク着用の強要をしない ③ワクチン接種の有無による差別をしない ・ 今の社会は「感染対策>人権」を容認しつつあるように見えます。このような感覚の人がマジョリティにいる社会では、条例としてきちんと定めていただき、トラブルを未然に防ぎ、対処していただく必要があると考えます。 	
38	第8条 (審議会の組織等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第8条第1項の「…組織します。」の後に、「…組織します。なお、人権課題について意見表明する団体、あるいは当事者の声を反映するものとする。」を追加。 	<p>いただきました御意見を参考に、全ての人の人権が尊重される社会づくりの推進が図られるよう努めてまいります。</p>

番	関係条文	意見の概要	県の考え方等
39	全体	<ul style="list-style-type: none"> 第1条（目的）の次に、第5条を位置づける方が自然だと思う。 	<p>いただきました御意見を参考に、条文の構成については、様々な観点から検討したところです。</p> <p>今後とも、全ての人の人権が尊重される社会づくりの推進が図られるよう努めてまいります。</p>
40	全体	<ul style="list-style-type: none"> 第3条と第4条は、順番として不自然に思うので、入れ替えが望ましいのではないかと思う。 	
41	全体	<ul style="list-style-type: none"> 第7条以下第11条までの部分は、全体条項の構成の仕方から見て、異常に見える。「審議会の設置」くらいにして、細項目で内容整理したらよいのではないかと思う。 	

(2) その他意見等

番	関係条文	意見の概要	県の考え方等
42	全体	<ul style="list-style-type: none"> 他県の条例と比較しても比較にならない。不十分である。 	<p>いただきました御意見を参考に、全ての人の人権が尊重される社会づくりの推進が図られるよう努めてまいります。</p>
43	全体	<ul style="list-style-type: none"> ワクチン接種の有無による人権侵害がないよう条例で守ってもらえることを願います。 マスク、ワクチン接種の有無が学校、地域社会影響することなく、平和で明るい楽しい場になりますよう心よりお祈りいたします。 	<p>御意見等も踏まえ、前文において様々な人権問題として「感染症等に関する差別や偏見など」と記載するとともに、第5条において「あらゆる差別の解消に向けて取り組み、差別のない社会づくりを推進する」ことを規定したところです。</p> <p>今後とも、全ての人の人権が尊重される社会づくりの推進が図られるよう努めてまいります。</p>
44	第8条 (審議会の組織等)	<ul style="list-style-type: none"> 2016年の部落差別解消推進法が施行されて5年が経過しますが、人権に関する県民の意識調査でも根強い部落差別意識が存在しています。またインターネット上の部落差別は、激しさを増しています。 審議会の委員には、これまで部落差別解消に取り組んできた当事者、関係団体をぜひ任命して欲しい。 	<p>いただきました御意見を参考に、差別のない社会づくりの推進が図られるよう努めてまいります。</p>